

第九十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和五十五年九月二十九日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君 理事 中村喜四郎君

理事 三塚 博君 理事 森 喜朗君

理事 嶋崎 譲君 理事 馬場 昇君

理事 有島 重武君 理事 和田 耕作君

理事 白井日出男君 理事 浦野 休興君

理事 狩野 明男君 理事 久保田円次君

理事 高村 正彦君 理事 近藤 鉄雄君

理事 坂田 道太君 理事 塩崎 潤君

理事 野上 徹君 理事 長谷川 峻君

理事 船田 元君 理事 宮下 創平君

理事 木島喜兵衛君 理事 中西 績介君

理事 長谷川正三君 理事 湯山 勇君

理事 鍛冶 清君 理事 三浦 隆君

理事 栗田 翠君 理事 山原健二郎君

理事 小杉 隆君

昭和五十五年十月十五日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 譲君

理事 有島 重武君

理事 和田 耕作君

理事 白井日出男君

理事 狩野 明男君

理事 高村 正彦君

理事 坂田 道太君

理事 長谷川 峻君

理事 宮下 創平君

理事 中西 績介君

理事 湯山 勇君

理事 鍛冶 清君

委員の異動

十月九日

小杉 隆君

伊藤 公介君

小杉 隆君

伊藤 公介君

小杉 隆君

伊藤 公介君

小杉 隆君

伊藤 公介君

小杉 隆君

伊藤 公介君

小杉 隆君

伊藤 公介君

小杉 隆君

出席政府委員
三浦 隆君 栗田 翠君
山原健二郎君 小杉 隆君

文部大臣 田中 龍夫君

文部政務次官 石橋 一弥君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部省初等中等教育局長 三角 哲生君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省学術国際局長 松浦泰次郎君

文部省社会教育局長 高石 邦男君

文部省体育局長 柳川 覺治君

文部省管理局長 吉田 壽雄君

文化庁次長 別府 哲君

委員外の出席者
議長 長谷川正三君
文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

補欠選任
伊藤 公介君

補欠選任
小杉 隆君

補欠選任
山口 敏夫君

補欠選任
山口 敏夫君

補欠選任
小杉 隆君

補欠選任
小杉 隆君

十月十三日
児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(長谷川正三君外三名提出、衆法第一号)

同月十四日
放送大学学術法案(内閣提出第四号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の第一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

同月十三日
日本学校健康会法案(内閣提出第二号)

大学院生及び研究生の研究・教育・生活条件改善等に関する請願(和田耕作君紹介)(第八号)

高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願(伊藤茂君紹介)(第三号)

金沢大学教育学部に養護教諭養成課程新設に関する請願(嶋崎譲君紹介)(第二四号)

私学助成に関する請願外三件(野口幸一君紹介)(第二五号)

は本委員会に付託された。

○三ツ林委員長 これより会議を開きます。まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

文教行政の基本施策に関する事項
学校教育に関する事項
社会教育に関する事項
体育に関する事項
学術研究及び宗教に関する事項
国際文化交流に関する事項
文化財保護に関する事項

の各事項につきまして、本会期中、国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○三ツ林委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

当面する文教行政の諸問題について、文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。田中(龍)文部大臣。

○田中(龍)文部大臣 まず、あいさつを申し上げます。今回文部大臣を拝命いたしました田中でございます。よろしく御協力をお願いいたします。

第九十三回国会におきまして、文教各般の問題を御審議いただくに当たり、日ごろ考えておりますことの一端を申し述べます。

と考えております。特に、資源に乏しいわが国が、厳しさを増す内外の諸情勢の中で、世界各国との協調のもとに発展を続けていくためには、たくましく、かつ創造力のある、心身ともに健全で国際的に開かれた日本人の育成を期していくことが、今日、最も重要な課題であると確信しております。

私は、このような認識の上に立ち、教育、学術、文化の振興に全力を挙げて取り組んでまいり決意であります。

以下、当面する文教行政の諸問題について申し上げます。

第一は、学校教育の改善充実についてであります。

まず、初等中等教育につきましては、教育内容の改善及び教育に関する諸条件の整備が重要な課題であります。

ゆとりのある、しかも充実した学校生活を実現するため、小学校においては本年四月から新学習指導要領による教育が実施されており、中学校及び高等学校についても順次新学習指導要領に移行する措置が講じられております。また、これにあわせて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数につきまして、本年度から第五次改善計画を発足させ、多年の懸案であった小中学校の四十人学級の実現に着手するとともに、公立高等学校等の教職員定数につきましても、本年度から第四次改善計画を発足させ、習熟度別学級編成を実施するために必要な教員の確保等の改善を図っているところであります。今後とも、これらの改善計画の円滑な実施のため努力してまいり所存であります。

私は、学校教育の成否を左右するものは、究極的には教員の力によるものと信じております。今後とも、教員の資質能力の向上と教員養成の充実に努めてまいります。

また、人間形成の基礎を培う幼稚園教育の普及充実、心身に障害を持つ児童生徒のための特殊教育の振興、児童生徒の健康の増進と体力の向上を

図るための体育指導、学校保健、学校給食、学校安全等の普及充実、公立の小中高等学校の施設の整備など各般の施策につきましても、一層の推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、高等教育につきましては、その質的水準の向上と、地域的不均衡の是正に重点を置いて、地方における国立大学の整備充実を図るとともに、公立私立大学に対する助成の充実等の施策を引き続き推進し、全国的に均衡のとれた高等教育の発展を期してまいります。

また、かねてから創設準備を進めてきました放送大学については、本年度にその設置主体となる放送大学学園を設立して、多年の課題であった放送大学の創設を推進することとし、放送大学が国民の期待にこたえ、十分成果を上げるものとなるよう最善の努力を払ってまいり所存であります。さらに、大学入試の改善、育英奨学事業の拡充についても、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

私立学校の振興につきましては、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、私立大学等に対する経常費補助及び高等学校から幼稚園までの私立学校に対する経常費助成費補助を中心に一層の拡充を図り、また、専修学校につきましても、その特色を生かした適切な振興方策について引き続き配慮してまいりたいと考えております。

第二に、学術の振興と教育、学術、文化の国際交流の推進についてであります。

学術研究の推進は、わが国のみならず世界の進展を支える上においてもきわめて重要であります。このため、世界に貢献し得る独創的、先駆的な学術研究の振興に努めるとともに、今日特に急務となっている核融合など各種エネルギーの研究開発を初め、地震予知、がん等の難病対策など社会、経済、国民生活に深いかわりを持つ重要な課題の解決に資する基礎研究の推進に格段の努力を払ってまいり考えてあります。

私は、このたびベオグラードで開催されております第二十一回ユネスコ総会に出席いたしました

が、わが国の国際社会における地位とその果たすべき役割に対する世界各国の期待を目の当たりにして、今後とも、教育、学術、文化の国際交流を積極的に推進すべく、決意を新たにいたしました。特に、発展途上国の人づくりへの協力のための留学生の受け入れ、ユネスコを通じての協力等の諸施策の拡充、日米科学技術協力を初めとした諸外国との学術交流事業の拡充を図るほか、海外子女教育の推進にも力を尽くしてまいりたいと存じます。

第三に、社会教育、体育、スポーツ及び文化の振興についてであります。

今日、国民一人一人がその生涯を通じてみずからの向上を図り、スポーツや文化に親しみ、心豊かにして健康な生活を築きたいという願望はこれまでに高く高まっており、これにこたえ、必要な諸条件を整備していくことが重要な課題であります。

このため、国民の各層の要求に見合った学習の機会を提供すべく、また、広く国民が日常生活において体育、スポーツに親しむことができるよう、社会教育施設及び体育、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成確保等に一層努力してまいります。

また、わが国は古来より美しい風土と自然に親しみつつ、すぐれた特色ある文化を形成してまいりました。このよき伝統文化を継承しつつ、新しい文化を創造していくことが現代のわれわれの使命であります。このため、国民がすぐれた文化に接する機会が得られるようにするとともに、みずから、歴史と伝統に根差し、地域の特色を生かした新しい文化を創造していくような文化環境の醸成に意を用いてまいります。

わが国の教育、学術、文化の振興のため、文教委員各位の御協力と御支援を得て、微力ではあります。が、全力を尽くして取り組んでまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○三ツ林委員長 午後一時に再開することとし、

この際、休憩いたします。
午前十一時三十分休憩

午後一時六分開議

○三ツ林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。三塚博君。

○三塚委員 午前の会議で新文部大臣田中先生の所信表明、文部行政に関する御見解を承らせていただいたわけでありますが、それに関連をしつつ数点につきましてお伺いをさせていただきます。思います。

特に、本国会が終わりますといよいよ予算編成、こういうことに相なるわけですが、昨今の財政当局のキャンペーンというのではありませんが、また財政事情がきわめて困難な現況に相なっておりますことも、よく私も理解をしております。そこで、文部につきましてそのしわ寄せが大きくなっているのではないだろうかという懸念が昨今強いのであります。

そうこういたしてありますうちに、「一般歳出の伸びをゼロとした場合の問題点」というゼロリストというものが大蔵当局から世間に発表をされたわけでありまして、これを見ても、五十五年度並みに歳出を抑制しなければならぬ、厳しい財政状況にあります。自然増収四兆とは言うものの、それは公債の発行を二兆減らしていく、また地方交付税、これで三二%、こういうこと、償還金等をやりますと、これでも足りませんよ、こういうことの中に、各省の概算要求に対する大蔵側の見解が申し述べられておるわけでありまして、その中におきまして文部省のものをみますと、特に義務教育国庫負担金の問題を一つ取り上げてみても、このままの現況では四十五人学級を維持することができなくなり、逆に四十六人以上の学級となる場合が生じます。こう指摘をいたし、一万二千人程度の教職員を削減しなければならぬ

いと指摘をいたしております。

また、教科書の問題につきましても、このままでありましたら一六〇程度の低下、下げざるを得ない、ページ数を削減する等、こういうことになるわけでありまして、約三百七十万の児童、生徒について、国が無償給与していただくわけでございますが、これができなくなりますよ、こう指摘をいたしております。

私立大学及び高等学校の助成、これは御案内のように私学振興法の精神に基づいて、教科書の場合もそうでありまして、この助成の道を講じてきたところでございます。ようやく全体として三〇〇程度計上し、三二〇という数字もあるわけでございますが、そういう状況下にあるわけでございますけれども、それでもなおかつ教育の内容の充実あるいは質の向上の問題、父兄負担の解消の問題などの点から考えてまいりますと、まだまだの感のあります中に、この問題については非常に容易ならざる状態であるものでございますから、大学においては一〇〇程度の授業料の値上げ、これは通常予想される分にプラスしてそういうことであります。高校の場合には五〇〇程度、以下就園奨励金、育英貸付金等々、数え上げますと数カ点に及ぶわけでございます。こういう状況の指摘、これは財政当局の一つのサマリーレビューというものがございまして、それへの問題の指摘ではあるかと思っておりますが、えてして役所というものが大蔵省にコントロールされがちな昨今の現況の中におきまして、これを見て、よもや田中文化大臣、びつくりしてこれは困った、もう容易じゃないなどと思っておられるかと思うのであります。文部省の皆さんも、これを見てさらに勇気りん、文部省の本来の設置目的を達成するためここですますとございまして、こういうことに相なりますけれども、これはあります、何となく沈滞ムードもあるようではないだろうかというふうな心配もいたしておるところであります。

多年兄事をし、御指導いただいてまいりました田中龍夫先生、今度文部大臣という大任におつか

れになられたわけでありまして、大変期待も、また力強く感じているわけでございますが、この概算要求に対し年末の予算折衝を通じての心構えについて、まず、どういう心構えで臨まれようとしておられるのかお聞きを申し上げたい、こう存するわけでございます。

○田中(龍)國務大臣 三塚先生から大変な御激励を冒頭より賜りましたことに、まず厚くお礼を申し上げます。

なお先生は、もうすでにベテランでございますので、よく御存じでございますが、御案内のとおり今回大蔵省が出した「歳出百科」とい、あるいはまたゼロリストとい、ともに歳出が非常に苦しくなるぞという一つの警鐘を乱打した、かように心得るものでございまして。ただいまお話がございまして、すでに概算要求は五十六年度のものを出しておりますので、大蔵当局に事務当局が説明をいたしたつある過程でございますが、この点は査定とは全く違つた一つの警鐘である。しかしながら、国といたしまして非常に財政の苦しいことはよく承知もいたしておりますが、「歳出百科」の方におきましては、義務教育あるいは教職員の定数の改善であるとか教科書の無償給与のほかに私学助成などの経費につきましても、財政当局から見ただけの問題、こういうふうなものを主張し、ゼロリストの場合におきまして、文部省の義務教育費の国庫負担金や教科書の無償給与、私学助成などの経費に対して、仮に伸び率がゼロとなった場合の問題点を試算したというものでございまして。

ただいまお話のように、文教の重要性を十二分にわれわれは承知いたしておるだけに、この文部省の試算に對しましては、これはこれなりに聞きにおいて、別途概算要求に対する今後の事務折衝にゆだねたい、かように存じておる次第でございます。

○三塚委員 どうか御奮闘をいただきたいと思うのでありますが、特に私流にききやかな経験の中で申し上げますと、年末査定の中において切り込

まれますのは教科書無償、この制度、こんなのはけしからぬ、こういう声も聞こえるわけでございます。

私学振興助成費の問題、この私学振興助成の問題は後ほど申し上げるとしまして、教科書無償制度、これはここにおられる長谷川峻先生が当時文部政務次官で荒木先生が大臣のときに、各党の了解をいろいろ求めつづやられた経過があります。戦後の厳しい中でありまして、この辺からというので三十八年スタートかと聞いておるのであります。言わねば、憲法二十六条に掲げる義務教育無償の精神にのっとりましてこの点がスタートしたわけでございます。さらに、その当時のその法律の提案についての趣旨弁明を読んでもみますと、大変りっぱな見識が示されております。

簡単でありますので、これを思い起こすために読んでみたいと思います。「教育の目標は、わが国土と民族と文化に対する愛情をつちかい、高い人格と識見を身に付けて、国際的にも信頼と敬愛をうけるような国民を育成することにあると思ひます。世の親に共通する願ひも、意識するものと否にかかわらず、このような教育を通じて、わが子が健全に成長し、祖国の繁栄と人類の福祉に貢献してくるようになることにあると思ひます。この親の願ひにこたえる最も身近な問題の一つとしてとりあげるところに義務教育諸学校の教科書を無償とする意義があると信じます。」、こううたてておられるわけでございます。

まさに、この教科書無償制度というものの今日までの状況の中におきまして初等教育の中において果たしてまいりました役割は、きわめて大であったというふうに思ひます。そういう点で集中的にここにポイントを含ませてくださいと私は思っておりますので、十二分の理論構成で、これからのPRを、大蔵のキャンペーンに負けないで文部省もおやりをいただきたい、先人の残しました、と言つても、まだお元気な長谷川峻先生ですが、そういう点で大いにこれを守つていかなければならぬだろう、こういうふうに思ふものですから、よ

ろしく願いを申し上げる次第であります。

そこで、そういうことで私もこれは一生懸命がんばりますが、問題は、ただでもらつておる、あたりまえのことだという感じがあつてはならぬと思うのです。国が次代の青年に託するわけでございますから、国民の期待感というものは教科書に集中しておられるという、真心、期待感、こういうものがあらわれていかなければなりません、が、昨今は、聞いてみますと、ただ配るだけの話なんです。またもう方も、子供たちももうのはあたりまえだ、こういう感じで感激がなくなつてきておる。人間社会が進歩してまいるのは飢餓感、感激、こういうものがその要素だと言われおるわけでありまして、教育に感激がなくなつたらいけません。この無償制度を廃止しろという論者の主要な意見はそこにあるわけなんです。それと、ある程度生活も安定してきたことであるし、親が子に買ひ与えることは当然ではないかという点と、せめて親子のコミュニケーションが、一冊の教科書を買ひ与えることによって、その人が仮に収入が少なからうとも、自分の働きの中でこの子のためにとつて、その教科書を買ひ与えるところに愛情が通じると、親子のコミュニケーションというのが確立するのではないかと指摘もございまして。学校給食をやめろという議論の方々の、せめてやはり弁当をつくつてあげてそれをやれ、こう言うのとはば軌を一にしておられるわけなんです。

学校給食はきょうの問題でありませんから、あれですが、こつちの方は一生懸命にやらなければいけませんのに、この議論がときとき出るのはいけません。ですから、いま言いましたような議論だけはいいと思つておるわけですが、それ以外はだめです。そういう点で、そういう無償でありまして意義を徹底せしめて、子供たちに教科書が配られるようにしなければならぬ。そういう意味で私の認識は、そのことがマンネリ化し、惰性の中に行われおると認識をいたしておるのであります、そ

の辺について初中局長どうなっていますか。

○三角政府委員 御指摘のように国民の間にすでに昭和三十八年以来実施してまいりまして、ややこれは当然のことだという感じが出ておるであらうという気はいたしますが、ただ、学校によりましていろいろ、教科書の特に入生に渡すときには、こういう制度があつて、子供に対する期待が込められて国から無償で支給されるのだという趣旨を説明していただいておりますところもあるであらう。しかし、その辺御指摘のようなことでありますと、やはりせっかく国会の御意思で法律をもつて定めたこの制度が生かされないという事にもなり、それでは問題でございますので、私も各都道府県の教育委員会の指導部課長会議等におきまして、そういった趣旨が担任の先生なりあるいは校長先生などに子供たちに理解され、認識されるようにやってほしいという希望はその都度申し上げておるのでございます。

○三塚委員 なおひとつその辺は十二分に調査の上、徹底を期していただきたい、こう要望しておきます。

そこで、この教科書の問題で次にお伺いをしたいのでありますが、教科書の検定制というのでしようか、この仕組みをちょっと簡単にひとつ、どういふふうにしてどうやって選ばれるのか……。

○三角政府委員 教科書の検定制は、小学校、中学校、高等学校の教科書につきまして、この教科書を著作するということは民間にゆだねておるわけでございます。そして、その著作者の創意と工夫を尊重しつつ、他方、検定の申請がございまして図書が、教育基本法、学校教育法のそれぞれ趣旨に合致して、学校で必ず主たる教材として使わなければならないところの教科書としてそれが適切であるかどうかというのを認定する、そういう趣旨のものでございます。このことを通じまして、公教育という教育における教育水準の維持向上、それから全国的な意味合いでできるだけ教育の機会均等の保障をしていく、それから適切

な教育内容が盛り込まれておるようなことを確保したい、さらには、教育内容の中立性の確保もいたしたい、そういったようないけば公的な要請、これにこたえようとするものでございます。

文部大臣が検定をするわけでございますが、検定に当たりましては、御承知のとおり、教科用図書検定調査審議会に諮問いたしまして、その答申に基づいて検定を行うことになっておるわけでございます。

○三塚委員 まあ手続はそうですが、学校指導要領の精神に基づいてやることでですね。

そこで大臣、今度教科書の内容について、実は私も教育に関心を持つ、きょうもおられるわけでありまして、代議士の諸君と一つのプロジェクトチームをつくって、教科書全般についてずっと素読をしながら、どういう教科書が子供たちに使われておるのであらうか、こういうことで勉強してきたさやかな一つの結果の上に、非常に疑問に思つておる二、三の点がございまして、ものですから、ここでお聞きをしてまいりたいというふうに思います。

特に五十六年四月から全国の中学校で使用されてまいります社会科の教科書であります。これは御案内のように、日本書籍以下七社がこれをつくっておるわけでございますが、たとえば社会科でありますから、本当は歴史教育、地理教育、公民教育という分かれたカリキュラムの中で教育をしてまいりますことが、国際社会における今日の日本、やがてこの国を背負う子供たちの教育の基本でなければならぬ。これは洋の東西を問わず、体制のいかんを問わず、そういうことであろうと思ふのであります。わが国は社会科という中に包含をされておるのであります。

そこで、これを読んでみて、前は若干載つておつたのであります。国を愛すること、言うなれば愛国心であります。これに触れておる教科書がない。不敏にして、いろいろ読んでみたのですが、見当らぬのであります。中学校指導要領には国を愛すること、つまり愛国心についてこれを指

導する、記述することになっておるのにもかかわりませず、新しいこれから使用されるであろう教科書には愛国心の記述が見当たらないのであります。国を愛することといふと、直ちに復古調でありますとか軍国主義に結びつくとかいろいろな議論が一方において出されるわけで、きわめて短絡的な意見であるわけでございますが、その国に生まれた者のその郷土を愛する心、これは当然であります。やはりこのことが義務教育の中においてしっかりと、その国の生い立ち、その国の置かれておる立場、この国はやがて自分たちが背負い、孫子の代にこれを継承してまいる大事な財産というよりも大事なものであるわけでございまして、そのことについてしっかりといたさなければなりません。

そういう意味で、この点についてどのように検定をされたのか、これは故意に落とされたのか、もう愛国心について言わぬでもわかつておるんですよ、こういうことなのか、ちょっとお聞かせください。

○三角政府委員 ただいま三塚委員御指摘のように、教科書は学習指導要領の内容並びにそれが示しておる目標に即して編さんされるべきものでございまして、検定に当たりましては、検定の基準というものがございまして、とりわけ学習指導要領との一致ということが必要なのでございまして、学習指導要領の中には、学校教育におきまして、児童、生徒の心身の発達段階に応じまして、社会科あるいは道徳などにおきまして、日本の国土に対する認識でございまして、か日本史の歴史に対する正しい理解を深め、そして国民としての自覚と国を愛する態度を育成するというようなことを定めておりまして、さらには憲法の基本でございまして、国際政治などの学習の中で平和の重要性について認識させるというようなことになっておるわけでございまして。

教科書の検定の際には、こういった学習指導要領の教科の目標との一致でございまして、さらには内容とその取り扱いにおきましても、取り扱

う範囲が学習指導要領によつておること、それから、その程度が児童、生徒の心身の発達に適合していること、内容の選択や扱いが学習指導を進める上に適切であること、ほかにもございまして、さらには内容の記述について不正確な面がないといった、表記や表現について不適切な面がないといったようなことを観点に検定をいたすわけでございまして。

しかし教科書自体は、先ほど申し上げましたように、著作者が書いて持っておりますので、それについて、いま申し上げましたような見地からの検定を行います。したがって、ただいま御指摘のように、国を愛するということについて書いてあるものを落とすということはありません。ただ、いさゝか、国を愛するということについて、検定する側がいろいろ事情があるというふうな事柄について記述について、検定する側がいろいろ事情があるというふうな事柄については若干限界がございまして、やはり著作者が自主的に書いて持ってくるものについて検定をするというふうなことでございまして、教科書によりましては、御指摘のように国土に対する愛情とか認識とか、そういった面についての記述の濃淡が見られるということは事実であらうかと存じます。

○三塚委員 局長さんの言うことはなかなかかわらない。結局こういうことです。指導要領では「公民的分野」目標(3)各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことによつて、世界の平和を維持し人類の福祉に貢献できることを認識させ、国際協調の精神を養うとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を固く文化を高めることが大切であることを自覚させる。」というものがこの部分なんです。

それで、昭和三十三年版の「中学校社会」学校図書、ページ百七十三から百七十四、この本はよくできているのです。ずっと「正しい愛国心」ということで長いから抜粋をしますが、「わたしたちは、日本人として、日本の国を愛する。日本にもいろいろな欠点があり、短所も少なくないが、

政治をよくし、経済をおこすことによって、日本人が日本の国を愛し、日本のためにまじめに働くことが、まずたいせつである。政治が乱れるのは、国民が自分一個の利益だけを考へて、いいかげんな気持ちで選挙に臨んだり、云々、こうあるわけだ。

いかに国を愛するということが国家存立の基本であるかというのをきちと教へていけるわけであり、国を愛するということは、祖国に対する自然な愛着心であり、御国の存在は国民の国を思う心によって支えられるわけであり、中學校の段階において、国家というものは何なんだろうかと、このことについて記述をせしめるようにしてまいります。リードしてまいります。これが指導要領に従うことになるわけだ。これはできてしまつたわけで、五十六年からスタートして三十二年変更できないのです。ですから、せめて今後の対応においてそれを補足できるように公民教育をしていただきたい。後で総括的に大臣に聞きますからお聞きになっておいてください。これは本当に大事なことであります。

次に、家族関係などについても指摘をしてみました。と思います。学習指導要領には「望ましい家族の人間関係について理解させる」、こう書いてあるんですね。これは当然なことだ。ところが、ある図書は、核家族がすぐれておる、核家族の方がいいのだという記述をしている。これはどうも現状に合いません。「今日の家族の型は、夫婦と子供からなる夫婦家族（核家族）がもっともふつうである（図3）」これは、個人の人格を重んじ、家族の話し合いにより自主的な家族生活をつくりあげていくうえですぐれている、こう書いておるのです。

これはどういう意味なのかなかなかむずかしいところであり、核家族も、経済社会状況の中でそうならざるを得ないコースを持っております。ことも理解できないわけではございませんが、望ましい家族環境というものはそうではないはずで

あります。こういう点の指摘をせざるを得ません。

それから親と子の関係、自分とお年寄りとの関係、こういうことについても記述が的確ではございません。言うなればお年寄りとお孫さんの関係は親であり、おじいちゃんであり、当然なことであり、しかし、それなりの環境とそれなりのお年寄りになれた状況がございしますから、社会保障制度の中でそれが補完をされておるわけがございします。

この記述をきょうは時間がありませんから、一々ずつと読み上げませんけれども、老人ホームに行つた方がいゝような記述に相なつてゐるのです。それを奨励するかのやうに、家族は夫婦単位であります。このことを強調するの余り、親に対する子といふものの関係がきつめて希薄に阻害されていゝおる。このことは、わが国の将来にとりまして非常に大きな問題点と言わざるを得ません。この点について今後ひとつ十二分に御検討をいただきたいと思ひます。

特に参考のために申し上げますが、スウェーデンやノルウェーはお年寄りの自殺率が高いというのが常識的になつてきておりますが、そうではない。いま世界の先進諸国の中において老齢者の自殺率を調べてみますと、わが国は六十五歳から七十四歳までで世界第二位であります。十万人当たりについての自殺者の割合であります。デンマークは四十三人、わが国は四十二人で第二位、ギリシャ、チリなどは四人程度であります。七十五歳以上になりますと香港が八十八人、日本が六十八人で、これまた第二位であります。どうしてお年寄りがこのように死んでいくのだからか。社会が悪い、政治が悪いという批判も一つは出てくるかと思ひますが、それはそれとして、

も、やはり年寄りの支えといふものは肉親の愛情であります。まさに子と親の関係、この関係が健全である限り自殺はしません。そういう意味で、人間関係といふものを核家族化といふ一般的なマスコミ的な物の取らえ方で、社会科の中にそ

れを中心として人間関係を打ち出すということはいかぬものか、この点を強く指摘しておかなければなりません。この段階で大臣、感想を……。

○田中（龍）国務大臣 三塚先生の御意見を拝聴いたしております。一々まことに感同じゅうするものがございします。ことに経済の最高度に達した日本が最も反省を要するの、心の問題であり精神の問題、ことに愛情を基本に置きました家庭生活等々が最も重大なときでございします。文教の府をおあずかりいたしました私といたしましては、その点が最大の関心事であり、また心して今後の行政をいたしてまいりたい、かように思つた次第でございしますが、ただいま御指摘のやうな今回の教科書、社会科の内容の問題につきまして、いま先生御自身がおっしゃいましたやうに、すでにでき上がりました教科書に對してどういふふうな調整したらよろしいのか、今後三年間固定いたしました教科書をどうしたらよろしいか、その今後のあり方につきましては、教科指導の面におきまして事務局とも十二分に話を合せてまいりたい、また指導もしてまいりたい、かやうに考えております。

○三塚委員 憲法論議盛んな今国会でございします。憲法の規定にいたしまして非常に問題点があるやうに私は思ふのです。学校図書は二十三ページの「日本国憲法は、一九四六（昭和二十一年）年に公布され、翌年五月三日から施行された。この憲法は連合国軍総司令部の改正要綱をもとに、はじめて選出された婦人議員をふくむ国会で、しんげんに審議されて決定されたものである。」「このやうな記述、これはまだまともな方なんです。これは「事実上連合国軍司令部の改正要綱をもとに」と書いてある。これはこれでいいと思ふのです。

その次が教育出版、十六ページ。「また、日本国憲法が、その制定過程で連合国側からの強い影響を受けたことは事実であるが、その内容は「人類普遍の原理」に基づくものであり、また、戦争により苦しい経験を経た国民の率直な願いに

基づくものといふべきであつて、けつして一方的におしつけられたものといふことはできない。」と、こう書いてあります。

この辺の事実、このまゝ見ればこのとおりかなと思ふのですけれども、奥野法務大臣の主権がないという議論が予算委員会でありましたが、主権の上に最高主権があるという政府の考え方、沖縄には米軍施政下におきましても潜在主権があり、またといふ考え方、主権といふのは何だろうか、みずからの方向はみずからが決定する権利を持つとき主権だといふ解釈からすると、奥野法務大臣の見解は正しいわけだ。自分で決定できなかったのですから、発案もできなかった、そういう点の記述もきちとしなければなりません。

自衛隊の規定にいたしまして、自衛隊は私生児であります。これは問題であります。政府見解によりまして、それを待つまでもなく、自衛隊の本日の国民の認識は、八〇％以上の方がこれを認め、認知をいたしておる現況にあるわけがございしますから、自衛隊の位置づけにつきましては、社会科の中できつちりと教へ込んでまいりますことが大事であります。

次に、これは自民党のことを言いたくはないのですけれども、議院制民主主義の基本的な問題でありますので、これを取り上げますが、「政党内閣制」、このやうなことを。清水書院、八十八ページ。政党政治といふものをちよつと書きまして、言うなれば議院内閣制であります。選挙に勝つた、過半数を占めた政党の党首が内閣総理大臣となります。政治を運営してまいります、こう書いておるわけだ。そして、「こうしたしくみのもとでは、もし多数党が、国民の意思を無視して、自分の党にだけつこうのやうな政策を進めようとするれば、それができるといふ危険性もある。そこで、少数党である野党は、政府・与党の行つた政治を批判し、多数党の横暴をおさえる重要な働きをになつてくることになる。」「こう書いてあるのです。これは議院制民主主義、選挙制度の

基本を否定しかねない、非常にスマートな書き方をしておられますが、そこが問題だと私は指摘をしておきたいのです。

そして教える先生によってこれがいかにようにも変色されるというところに問題があるのです。いまの先生の中に、ある政治思想を持ち、ある革命思想を持つ、こういう方がおられる昨今でありますだけに私はこれは看過できない。議会政治というもの、初中局長、先ほどの愛国心の問題じやありませんが、その取り上げ方の問題があるとすれば、政党の役割りは、政治の読本に書いてありますように、議会制民主主義の基本を書くべきだ、その意見が分かれて帰趨が決しかねるときには多数決によってこれを決する、こういうことが当然のこととあります。多数決で決することがけしからぬ、こういうこととありますと、これは問題であります。

この辺が教科書の問題として予見を持って行われる可能性がきわめて強いということになります。「多数党が国民の意思を無視しておる」、こういう表現なども、これは選挙の結果、国民が決定をしたことでありますから、それがいやだというのであれば、次の選挙でそのように努力をし、政治活動をし、信任を受けてやるわけですから、同じことなのです。そういう点で、このルールが公民教育の中でしっかりと教え込まれていかなければならぬということを主張しておきます。(発言する者あり)

それと、野党の皆さん何だかんだ言っていますけれども、いまの政治で、前々国会からもわが文教委員会などは特に協調と理解の中にこれを進めてきておる、こういう国会もあるわけですからね。大体全体がそういう感じになってきておるんですよ。そういう中で、かつての一時期をたえらえてのそういうような記述はいかがかと指摘をしておきます。

また、御丁寧に「強行採決」といって項目を設けて書いている。議長がこうなっているところですが、これは安保条約改正のときですが、この説

明がふるっているのです。「多数だからといってすべてを決定できる」といったものではないはずで、多数党と少数党とのあいだで真剣に討論が行われ、ここはいいのです、このとおりなんですからね。ずっといきまして「多数党による決定がそのまゝ国会の意思となつてしまいがちです。そこで、国会の意思がそのまゝ国民の実際の多数意見とかけはなれないように、国民の納得のいく、公正な国会の運営が望まれています。」ここはいいのです。だから、そういう強行採決ということ、原因があつて状態が出るわけですよ。何が何でもいやだと言つたわけですからね。安保なんというものは、これがあつたためにわが国の繁栄が行われ、今日の安全があるわけです。今日の平和があるわけですよ。わが党は、このことが、国家、国民のために正しいと信じたから、この時点で——何でもかんでも力の限りを尽くして反対をし、やらせぬのだというからこういう状態なんです。だから、この事実を書いて強行採決とすべきである、こういう指摘をきつちりとしておく次第であります。

教科書検定制というものは、そういう中できつちりと行われておるにしてはたゞさんの穴があるわけでありまして、ですから、また教科書を無償でやることはという意見も一方で出るわけですから、そういうことを出させませんように義務教育は中正、厳正な客観的な記述の中において教育が行われなければならないし、先見性、予見性、ましてや政治思想偏向の中でこれが行われることを許してはならぬ、こういうことの意味で申し上げた次第であります。総括的に大臣の感想をひとつ……。

○田中(鶴)國務大臣 ただいまの詳細な御意見を拝聴いたしております、いろいろと御指摘のとおり問題の点があるやに感ずるのでございまして、そういう問題こそ本当に文教委員会の皆さま方と御相談をして、御一緒にひとつ今後の問題として考えてまいりたい、かように考えております。

○三塚委員 以上教科書問題、これはもつとやりたいたのですが、きょうはこの程度にさせていただきます。いずれこれからは高等学校の検定に入るわけですから、その辺十二分に、慎重の上にも慎重に、学校指導要領に基づいた内容に相なりますように、ひとつやっていただかなければなりません。

そこで、いろいろそのほか国際障害者年の問題や体育、スポーツの問題、たくさんありますが、時間が来たようでありまして、これでとどめたいと思うのでありますが、最後に、宗教法人法についてちょっと御見解をお聞きしておきたいことがございまして。

昨今いろいろなことが報道をされておるわけですが、宗教は心の問題でありまして、政治の介入するところではありません。信教の自由、そのことも私もひとつ認めるところであります。そういう意味で、よく環境で私もソフトに外野から包みながらいくことが政治家として大事であろう、こういう観点でお聞きいたすわけですが、宗教は単位と包括という法人が二つあります。この点について、これはどういう違いがありますか、ちょっとお聞かせください。

○別府政府委員 お答えを申し上げます。宗教法人法は、現在の宗教法人を二つの種類に分けておるわけでございます。宗教法人法第二条によりまして、宗教団体は、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成するという目的を持った団体であつて、左の二つをいう。その一つが、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体、これが第一でございます。第二が、第一の団体を包括する教派、宗派、教会、修道会、司教区、その他これらに類する団体、以上二つに分けてございまして、この第一のものが通常単位宗教団体と言われるものであり、第二の種類のものが単位宗教団体を包括する包括宗教団体と呼ばれているものでございまして、それぞれが宗教法人になる資格を持ち、一定の手

続を経て法人になった場合、前者を単位宗教法人、後者を包括宗教法人と申しているわけでございます。この二つの種類は、あくまでも単位団体として活動をするか、それとも単位団体を包括しているかというところによって分けられているものでございまして、活動が全国的に及ぶか、あるいは宗教団体が大きい小さいかということとは別の観点から分けられているものでございまして。

○三塚委員 宗教法人に認可する場合の要件というのはどういうことですか。

○別府政府委員 宗教団体が宗教法人になるためには、宗教法人法の規定に基づきまして宗教団体の規則を定め、それを一定の手続に基づきまして申請をいたしまして所轄庁の認可を受けることが必要になってまいります。

○三塚委員 そういたしますと、その規則を忠実に実行してまいるということが認可の今後の継続の要件になる、こう理解してよろしいのですか。

○別府政府委員 そのとおりでございます。

○三塚委員 それでは、八十一条に宗教法人の「解散命令」という規定がございまして、その場合の要件として一項に、法令に違反して著しく公共の福祉を害する場合、こう書いておるわけですね。この法令に違反して著しく公共の福祉を害するということは、憲法及び規則、これに違反をしておる、こういうことですが、これはどういう場面を想定されておるわけですか、著しく公共の福祉を害するというのは。

○別府政府委員 先生御指摘の公共の福祉という規定でございますが、これは御承知のとおり、憲法十二条、十三条その他の条項あるいは他の法律にもしばしば出てくる規定でございますが、この公共の福祉というものがいかなる内容を持つものかという点については、憲法その他の法令についても定めがない大変抽象的な概念となっております。

そこで、これらに対していろいろの学説あるいは判例等もあるわけですが、通常この公共の福祉というものの対する説明として言われて

おりますものは、個々の人間の個別的な利益、これに對しまして、それを超え、時にはそれを制約する機能を持つ公共的な利益、このようにいま理解をされておられて、よく言われておりますのが社会において互いに矛盾をいたします個々の利益を公平に調整し、個人の基本的な人権を實質的に保障するための原理として用いられているというふうに理解をしていくわけでございます。

そういった見地から、この宗教法人法におきましては、宗教法人の信教の自由、宗教活動の自主性というものを最大限に保障しながらも、それと公共の福祉というものと兼ね合いにおきましてこのような規定が設けられていると理解をしていくわけでございます。

○三塚委員 なかなかむずかしい解釈です。

それでは、時間もありませんので先に進みまして、第二項に「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」、こういうことが書いてあるわけですが、この「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」というのは、どういうことを想定されておりますか。

○別府府委員 宗教団体の目的として規定せられておりますのは、この宗教法人法第二条で「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」ということが規定をされておるわけでございます。ここに掲げられております目的を著しく逸脱しておるといふ場合を想定しておるものでございますが、どのような事態がこれに該当するかという点につきましては、個々具体的な事例に応じて解釈をしていくほかかならうと考えているところでございます。

○三塚委員 それでは一つ具体的な事例として、自己の意思に反しまして寄付の強要をされる、こういうことなどはどういふことですか。

○別府府委員 宗教活動との関係も大変密接な事例でございますので、具体的な事件でないとなかなかお答えがしにくいわけでございます。

○三塚委員 それでは、集団的に政治活動及びその宗教団体が選挙活動等を行うことは、こ

の項に該当しませんか。

○別府府委員 宗教団体が選挙活動を主たる目的とするということにつきましては、この宗教法人法の規定から申しまして許されないことであらうと思います。ただ、仮に宗教団体がその選挙活動を行いましても、それがその団体の主たる目的ということになるかどうかという点につきましては、具体的な事情に応じて判断をしていかなければならないことだと思います。

なお、その選挙活動、ある選挙に關しまして集中的な選挙活動が行われた場合でありまして、宗教団体の活動と申しますものは、結局長期にわたるその活動全体を判断していかなければならないということであらうかと思ひますので、一時期、一面面をとらえて判断をするというわけにはいかない場合もあるのではなからうかと考えております。

○三塚委員 実はきょうはずっとこれをしたかったのでありますが、時間の関係もありますから、ただいまは基本的な問題だけをただしたわけでございますが、昨今いろいろと社会問題化しておるケースがあるわけでありまして、そういう点で宗教法人法、主務官庁は文部省、こういう点におきまして、あるべき姿というものを想定してつくられた法律であります以上、この点について、さらに私なりに調査をいたしております点があるわけでございますが、次の機会に具体的な事例等で質疑を、本日の姿をひとつ求めていきたいものだというふうにも考えるわけでありまして、

そこで、法律体系でありますけれども、いま言われましたように、非常に抽象的な答弁が出るわけでございますけれども、この宗教法人法だけは政令もなければ規則もないわけですね。法律系とすればこれでもいいという一つの理屈はあるわけでございますが、大體法律というものは、政令、規則をもつて決めさせて、きちっとした補完をしているわけでありまして、そういう点で、こういう具体的な事例などをやはりきっちり書き込んでおきますことが、宗教法人法体系としていいので

はないかというふうにも、きょう抽象的に私は申し上げたわけでございますが、その点について今後ひとつ御検討をいただきたい。私からこれ以上のことを申し上げぬでもわかるわけでございます。ようから、そういう点で大臣の感想がございまして、ひとつお伺いしたいと思ひます。次長でも結構です。

○別府府委員 では先に私の方からお答えをさせていただきますが、宗教法人法の立案に当たりまして、通常でございしましたならば、政令あるいは省令に盛られるであらうような手続に關する事柄等もこの法律の中に取り入れられて、できるだけ法律の中にそういった手続規定も取り入れることによりまして、法律の趣旨を明確にする、あるいは宗教団体の便宜に資するといふ考え方がとられたわけでございます。したがって、この法律の中には政令、省令に対するいわゆる委任規定も設けられていないわけでございます。ただ、先生のいま御指摘の点につきましては、私もどなたもいたしましては、慎重に検討いたしたいと考えております。

○三塚委員 終わります。

○三ツ林委員長 これより内閣提出、放送大学学園法案、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案及び日本学校健康会法案の各案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。田中文化大臣。

放送大学学園法案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

日本学校健康会法案
〔本号末尾に掲載〕

○田中（龍）國務大臣 このたび政府から提出いたしました放送大学学園法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。わが国の高等教育は、近年急速な発展を遂げ、国際的に見ても高い普及率を示すに至っておりますが、科学技術の進歩や経済の発展に伴い複雑、高度化してきている今日の社会において、国民の高等教育の機会に對する要請は一段と高まり、かつ多様化しつつあるところであります。

このような状況において、放送を効果的に活用する新しい教育形態の大学を設置し、大学教育のための放送を行うことにより、広く一般に大学教育の機会を提供することは、生涯にわたり、多様な幅広い学習の機会を求める国民の要請にこたえるゆえんのものと考へております。

さらに、この大学が既存の大学等との緊密な連携を図ることにより、大学間の協力、交流の推進、放送教材活用の普及等の面で、わが国大学教育の充実、改善にも資することとなることが期待されるものであります。

この大学の設置形態につきましては、種々検討を重ねてきたところでありますが、新たに特殊法人を設置し、これが大学の設置主体となることと、放送局の開設主体ともなることが適切であると考え、特殊法人放送大学学園を設立するため、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案におきましては、特殊法人放送大学学園に關し、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、学校教育法、放送法その他関係法律について所要の規定を整備することといたしておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とするものであります。

第二に、放送大学学園は、法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は一億円とし、政府がその全額を出資することといたしております。

第三に、放送大学学園の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、この学園の設置する大学の学長は職務上理事となることといたしております。

また、この学園には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。

第四に、放送大学学園の業務については、放送等により教育を行う大学を設置すること及びこの大学における教育に必要な放送を行うことを規定するとともに、この学園の施設、設備及び教材を他大学における教育または研究のための利用に供することもできることといたしました。

なお、この法人は、これらの業務を行うほか、主務大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要なその他の業務を行うこともできることといたしております。

第五に、放送大学学園の設置する大学の組織等についてであります。この大学が、特殊法人によって設置される大学であること、放送を利用して教育を行う大学であること等をも考慮し、大学の運営が適切に行われるよう所要の規定を設けることといたしております。

まず、この大学に、学校教育法に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置くこととし、学長は理事長の申し出に基づいて文部大臣が、副学長及び教員は学長の申し出に基づいて理事長が、それぞれ任命することといたしております。

なお、学長及び教員の任命の申し出は、評議会の議に基づいて行われなければならないことといたしております。

次に、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて学長が定めることといたしております。

また、この大学に、学長の諮問機関として評議会議を置き、大学の運営に関する重要事項について審議することとし、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を行うこととし、学長、副学長及び評議会が定めるところにより選出される教授で組織することといたしております。

さらに、この大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員等の参加を積極的に求めるよう規定いたしております。

第六に、放送大学学園の財務、会計及びこれに対する主務大臣の監督等については、この学園の業務の公共性にかんがみ、一般の特殊法人の例にならって所要の規定を設けておりますが、この法律における主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣といたしております。

第七に、放送大学学園の設立と関連する関係法律の一部改正についてであります。まず学校教育法につきましても、この学園が大学の設置者となり得ることを規定するとともに、通信により教育を行う学部を設置する規定を設ける等所要の整備をいたすものであります。

また、放送法につきましても、この学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保、広告放送の禁止等所要の規定の整備をいたすものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合

からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合が支給する既裁定の年金については、昭和四十四年度以後毎年改善措置を講じてきていて、昭和五十五年におきましても、第九十一回国会において成立いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律により、昭和五十五年四月分以後、その増額改定措置を図ったところであり、

本法律案は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による厚生年金の年金額の引き上げに伴い、さらに改善を図る必要があるため、提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案においては、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の通算退職年金及び通算遺族年金の額を、厚生年金の年金額の引き上げに伴い行われる国公立学校教職員の通算退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十五年六月分から増額することといたしております。

なお、この法律の施行日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

さらに引き続きまして、このたび政府から提出いたしました日本学校健康会法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

食会及び日本学校安全会を特殊法人として設立し、それぞれその業務を遂行してまいりました。特に最近、児童、生徒等の心と体の健康に関する種々の問題が生じており、児童、生徒等の健康の保持増進に関する諸施策を総合的に推進することとは、文教行政の重要な課題となっております。

今回、行政機構の合理的再編成を図る観点から、日本学校給食会と日本学校安全会とを統合し、それらの業務を総合的に推進することにより、心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資するため日本学校健康会を設立することとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案におきましては、日本学校健康会に關し、その目的、組織、業務、財務、会計、監督等につきまして所要の規定を設けるとともに、従来の両法人の解散等につきましても規定することといたしておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

まず第一に、日本学校健康会は、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正、円滑な供給等を行い、もって心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とするものであります。

第二に、日本学校健康会は、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年としております。なお、役員数につきましても、行政改革の趣旨に沿って統合の前後に比べその数を縮減いたしております。また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。

第三に、日本学校健康会の業務につきましては、従来の両法人の業務を承継して、学校安全及

び学校給食の普及充実に関すること、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する災害共済給付並びに学校給食用物資の買入れ、売り渡し、その他供給に関する業務を行うことといたしてあります。また、この法人は、これらの業務を行うほか、文部大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要な業務を行うことができることといたしてあります。

なお、災害共済給付事業につきましては、災害共済給付契約、給付基準、学校の管理下における児童、生徒等の災害の範囲、学校の設置者の損害賠償責任に関する免責の特約、共済掛金等に関する、学校給食用物資の供給に関する業務につきましては、売り渡し価格、供給の制限等に関し、従前と同様の規定を設けることといたしてあります。

第四に、日本学校健康会の財務、会計、監督等につきまして、一般の特殊法人の例にならば所要の規定を設けることといたしてあります。

第五に、従来と同様に保育所の管理下における児童の災害につきましても災害共済給付を行うことができる規定を設けることといたしてあります。ほか、日本学校健康会の設立と日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等につきまして所要の規定を設けるとともに、関係法律の規定の整備を行うことといたしてあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

以上であります。

○三ツ林委員長 次に、長谷川正三君外三名提出、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。長谷川正三君。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校

及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○長谷川(正)議員 ただいま議題となりました法律案について、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

いま、東京、大阪等人口急増地域では、人口の社会増と自然増に押され、交通戦争、住宅不足と狭隘化、公害の多発、自然の喪失等、環境条件は著しく劣悪化しており、生活、労働、文化のあらゆる面で問題を引き起こしています。

特に、学校では児童、生徒の急激な増加に伴って、学級、学校の新増設計画が、その実勢に追いつけないため、運動場をつぶしてのプレハブ教室の建築や特別教室の普通教室への転用、あるいは四十六名以上の学級編制等によって急場をしのいでいる学校等が目立っています。

こうした状況の中で、過大学級、過大校は次第に増加し、教室、職員室、運動場、校具等、学校の施設、設備は不備のまま、異常な形で教育活動が展開され、子供の遊びと遊び場は奪われ、子供同士の人間関係、子供と教職員の人間関係、教職員同士の人間関係は阻害されています。

こうした教育的対人関係の破壊、揺れ動く学校生活の中で、子供の学力の低下、非行の増加等、「教育荒廃」の現象は次第に進行しつつあります。

一方、地方自治体では子供の学習権を守り、行き届いた教育を保障するためにも、児童、生徒の急増に対応しながら、学級、学校の新増設計画に取り組んでいます。

しかし、自治体においては、実勢に見合わない現行の国庫補助制度や地価の高騰、校地取得難等のもとで、膨大な教育財政の支出を要するにたせられています。このことは、また、ただでさえ危機的状況下に置かれている地方財政をますます圧迫し、一般行政水準を低下させる要因ともなっています。

それだけに、人口急増市町村の財政力をもってしては、正常な教育を行うための施設、設備を確保することは、もはや困難な状況下にあると言わなければなりません。

幸い、昭和四十六年度より児童、生徒急増市町村に対する校地取得に係る定率補助制度が発足し、昭和四十八年度には校舎の新増設計に対する国庫補助率の引き上げが行われることとなりました。

しかし、これらの措置は一定の効果をもたらしてきたとはいえ、いまだ当該市町村の要望をとうてい充足するまでには至っていません。また、公立高校新増設計に対する国庫補助制度は、昭和五十一年度より発足し、その予算は増額されつつありますが、補助条件の制約があることや校地取得費が補助対象となっていないこと等もあって、高校の新増設計画に大きな障害点となっています。

これらの助成措置は、元来義務教育諸学校施設費国庫負担法の抜本的改正等により、その改善、充実を図らなければなりません。当面、人口急増地域に山積する教育上の諸問題点を解決するためにも、当該市町村に対する特別措置を講ずることが緊急の課題となっています。

以上、児童、生徒の急増地域における公立の小学校、中学校、及び高等学校の施設整備に係る国庫補助制度の実情にかんがみ、これらの施設整備を一層促進するため、国の行財政上の特別措置をさらに拡充するための法的措置を講じることとし、もって学校教育の円滑な実施を確保するため、本法案を提案する次第であります。

次に、本法案の内容の概要を御説明いたします。

第一は、この法律は、児童または生徒が急激に増加し、または増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に必要となる特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的としており、

第二は、この法律において、児童急増地域または

は生徒急増地域とは、市町村における過去三年間の児童または生徒の増加数などを基準として各年度ごとに文部大臣が指定する市町村の区域を言うこととしてあります。

第三は、第二の児童急増地域における公立の小学校に係る校舎及び屋内運動場の新増築費並びに学校給食施設及び水泳プールの整備費に対する国の負担率または補助率を四分の三に引き上げるとともに、生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の水泳プールの整備費に対する国の補助率についても、これを二分の一に引き上げることとしてあります。

第四は、国は、政令で定めるところにより、人口急増地域の公立の小学校の用地取得費について、その二分の一を補助するとともに、第三の公立の高等学校の用地取得費及びその校舎等の新増築費についても、その二分の一を補助することとしてあります。

第五は、国は、第三及び第四の児童生徒急増対策事業に係る地方債の資金について特別の配慮をすることとし、その元利償還金についても、これを地方交付税で措置することとしてあります。

第六は、国は、児童生徒急増対策事業に係る用地取得を容易にするための税制上の優遇措置を講じなければならないこととしてあります。

第七は、地方公共団体は、その区域内で大規模宅地開発等が行われる場合において、特に必要があると認めるときは、その開発事業者に対し、公立の小学校または高等学校の用地の確保を求めることができることとし、その場合の用地確保を開発事業者が義務づけてあります。

第八は、地方公共団体は、大規模宅地開発等に伴い、公立の小学校または高等学校の施設の整備事業を行う場合、財政事情等によりその事業を適時に行うことができないときは、その開発事業者に対して、その事業の立てかえ施行の申し出をすることができるとし、申し出を受けた開発事業者は、その地方公共団体との協議に基づき、その事業を行うものとするにしております。

第九は、この法律は、昭和五十六年四月一日から施行することとし、昭和六十一年三月三十一日までの時限立法としております。

以上が、本法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三ツ林委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

次回は、明後十七日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

放送大学学園法案

放送大学学園法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条―第十九条)

第四章 業務(第二十条)

第五章 放送大学の組織等(第二十一条―第二十四条)

第六章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)

第七章 監督等(第三十六条―第三十九条)

第八章 雑則(第四十条―第四十三条)

第九章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に對する広範な国民の要請にこたえらるることを、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 放送大学学園(以下「学園」という。)は、

法人とする。

(事務所)

第三条 学園は、事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第四条 学園の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、学園に追加して出資することができる。

3 学園は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により学園に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とするこ

とができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 学園は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 学園でない者は、放送大学学園という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、学園について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 学園に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 学園に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、学園を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理する。

4 監事は、学園の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命等)

第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

3 学園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかわらず、理事となる。ただし、学長が理事長である場合は、この限りでない。

4 学長が理事長である間は、第八条第一項の理事の定数は、同項の規定にかかわらず、三人以内とする。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十二条 次のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に掲げる者

三 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第十六条第四項第二号又は第五号から第七号ま

でに掲げる者

(役員の解任)

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 学園と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が学園を代表する。

(職員の任命)

第十六条 学園の職員は、この法律に特別の定めがある者を除くほか、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 学園の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

第十八条 学園に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、学園の

業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、学園の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 学園は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 放送等により教育を行う大学を設置すること。

二 前号の大学における教育に必要な放送を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、同項第一号の大学における教育及び研究に支障のない限り、その施設、設備(放送のための無線設備(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備をいう。))を除く。及び教材を当該大学以外の大学における通信による教育その他の教育又は研究のための利用に供することができる。

3 学園は、主務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第五章 放送大学の組織等

(学長、副学長及び教員の任免等)

第二十一条 学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)に、学校教育法第五十八条に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置く。

2 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。

3 副学長の定数は、二人以内とする。

4 副学長は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

5 教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。)は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

6 第二項及び前項の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならない。

7 第二項及び前項の規定は学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について準用する。

(人事の基準)

第二十二條 前条に定めるもののほか、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

(評議会)

第二十三條 放送大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長及び副学長

二 評議会が定めるところにより選出される教授、六人以上十二人以内

3 前項第二号の評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

4 評議会は、学長の諮問に応じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

(他大学の教員等の参加)

第二十四條 放送大学においては、その教育及び研究の充実に図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めるように努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五條 学園の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六條 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七條 学園は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八條 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 学園は、第一項の規定により主務大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九條 学園は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 学園は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十條 学園は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金

の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第三十一條 学園は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二條 学園は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三條 学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四條 学園は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五條 この法律に規定するもののほか、学園の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督等

(監督命令)

第三十六條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務又は会計に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告書の提出)

第三十七條 文部大臣は、放送大学に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

(報告及び検査)

第三十八條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務若しくは会計に關し必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に關する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補助金)

第三十九條 政府は、予算の範囲内において、学園に対し、第二十条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第八章 雑則

(放送大学についての教育基本法の適用)

第四十条 放送大学は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなす。

(解散)

第四十一条 学園の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十二条 この法律において主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

二 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

第九章 罰則

(罰則)

第四十四条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 文部大臣は、学園の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、学園の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、学園の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 学園は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和

和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前にあるのは、」学園の成立後遅滞なくとする。

第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後六月内における教授の任命については、第二十一条第六項の規定は、適用しない。

2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議會は、学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大学の設置後六月を経過した場合において、教授の数が六人に満たないときも、同様とする。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第五十四条の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置くことができる。

第六十四条中「又は私立の」を「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」に改める。

第六十九条の二第四項中「及び第五十四条」を「第五十四条及び第五十四条の二第二項」に改め、同条第六項中「行なう学科を」を「行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改める。

(放送法の一部改正)

第十一条 放送法の一部を次のように改正する。

第二章 日本放送協会(第七條第五十條)を「第二章 日本放送協会(第七條第五十條)の二」に改める。

第九條第二項第七号中「必要な資料を」の下に「放送大学学園(以下「学園」という。)若しくは」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 放送大学学園

(学園の放送等についての協会の規定の準用)
第五十条の二 第四十三條及び第四十八條の規定は、学園の放送局の廃止及び放送の休止について準用する。

2 第四十四條第三項及び第五項並びに第四十六條の規定は、学園の放送番組の編集及び放送について準用する。

3 第四十四條の七及び第四十九條の二の規定は、学園に準用する。

第五十一條中「協会」の下に「及び学園」を加える。

第五十五條中「協会」の下に「又は学園」を加え、同条第二号中「第四十三條第一項」の下に「(第五十條の二第一項において準用する場合を含む)」を加える。

第五十八條中「協会」の下に「又は学園」を、「第四十三條第二項」の下に「(第五十條の二第一項において準用する場合を含む)」を加える。

第五十九條中「第五十三條」を「第五十條の二第三項及び第五十三條」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第十二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六號)の一部を次のように改正する。

第九條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 放送大学学園に関すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四號)の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 放送大学学園に関すること。

第十條の三第二項第二号中「第十六号」の下に「及び第十六号の四」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立劇場」の

下に「放送大学学園」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本學術振興会」の下に「放送大学学園」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表貿易研修センターの項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十七條 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十八條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十五年法律第 号)

理由

大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえらるるに、大学教育のための放送の普及発

達を図るため、国の出資により放送大学学園を設立し、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行う等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四號)の一部を次のように改正する。

第六條の八中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、第六條の八第一項に「とあるのは第六條の八第七項において読み替へられた同条第一項に」と、第三項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第四項中「第六條の八第三項に」とあるのは「第六條の八第七項において読み替へられた同条第三項に」と、第五項中「第六條の八第一項」とあるのは「第六條の八第七項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、第一項から第五項までの規定に準じて算定した額に改定する。

8 第六項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前項の規定により改定するものとした場合の改定年金

額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

厚生年金保険における年金額の引上げに伴い、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の通算退職年金の額を国公立学校の教職員に係る通算退職年金の額の改定に準じて改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本学校健康会法案

日本学校健康会法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十六条)

第三章 運営審議会(第十七条—第十八条)

第四章 業務(第十九条—第二十六条)

第五章 財務及び会計(第二十七条—第三十六条)

第六章 監督及び国の補助(第三十七条—第四十條)

第七章 雑則(第四十一条—第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条—第五十條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本学校健康会は、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正円滑な供給等を行い、もつて心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本学校健康会(以下「健康会」という。)は、法人とする。

第三条 健康会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 健康会は、文部大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 健康会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 健康会でない者は、日本学校健康会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、健康会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 健康会には、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 健康会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、健康会を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して健康会の業務を掌理する。

4 監事は、健康会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 健康会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

(職員の任命)

第十五条 健康会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 健康会の役員及び職員は、刑法(明治

四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十七条 健康会には、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、健康会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、健康会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十八条 委員は、健康会の業務の運営に関係を有する者及び健康会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 健康会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)及び学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第百八十八号)第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。)の普及充実に関すること。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。)の管理下における児童又は生徒の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)につき、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十一条に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号に規定する里親をいう。))その他の政令で定める者を含む。以下同じ。)に対し、災害共済給付(医療費、廃疾見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。)を行うこと。

三 学校給食用物資(学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。)の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 健康会には、前項第二号の業務のほか、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は幼稚園(特殊教育諸学校の幼稚部を含む。)の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 健康会には、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約)

第二十條 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校(第四十一条及び第四十二条を除き、以下「学校」という。)の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒について健康会との間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払

並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。

3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、健康会が災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4 健康会は、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

（共済掛金）

第二十一条 第十九条第二項の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 健康会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額を健康会に対して支払わなければならない。

4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 健康会は、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。
（学校給食用物資の売渡価格）

第二十二條 健康会は、第十九条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）

第二十三條 健康会が第四十条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十一条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、健康会は、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 健康会は、第四十条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

（学校給食用物資の供給に関する制限等）

第二十四條 健康会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 健康会がその供給に要する経費につき第四十条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買い受け、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

（高等学校等の災害共済給付）
第二十五条 第十九条第二項の災害共済給付につ

いては、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替えるものとする。

（業務方法書）
第二十六条 健康会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

（事業年度）
第二十七条 健康会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十八条 健康会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十九条 健康会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十条 健康会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。
3 健康会は、第一項の規定による文部大臣の承

認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（区分経理）

第三十一条 健康会は、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十二条 健康会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 健康会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十三条 健康会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 健康会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十四条 健康会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
信託

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十五条 健康会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)
第三十六条 この法律に規定するもののほか、健康会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)
第三十七条 健康会は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、健康会に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、健康会の事務所若しくは健康会が学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)
第三十九条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるもの

に關して、第二十二條第一項、第二十六條第一項又は第二十八條(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大

臣の同意を得てしなければならない。

2 農林水産大臣は、健康会に対して、第十九條に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に關し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第十九條に規定する業務に關し、文部大臣に対して、第三十七條第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十条 国は、予算の範囲内において、健康会の事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部を健康会に対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十一條第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項に定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、健康会に対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者
二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

第四十一条 (学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)
この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)
第四十二条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律

による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき健康会が災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 健康会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、災害共済給付を行ったときは、その額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)
第四十三条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)
第四十四条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)
第四十五条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)
第四十六条 健康会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第四十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九條第三項、第二十六條第一項、第二十八條又は第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第四項の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十六條第二項又は第三十六條の規定により文部省令を定めようとするとき。
三 第三十條第一項又は第三十五條の規定による承認をしようとするとき。

第八章 罰則
第四十八条 第三十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした健康会の役員又は職員は、十萬元以下の罰金に処する。

(罰則)
第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康会の役員は、十萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第四條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十七條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十条 第五條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三條から第二十條までの規定は、昭和五十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(健康会の設立)
第二条 文部大臣は、健康会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、健康会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、健康会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、健康会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前條第一項の規

定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 健康会は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等)
第六条 日本学校給食会及び日本学校安全会は、健康会の成立の時に解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時ににおいて健康会が承継する。

2 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により日本学校給食会及び日本学校安全会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

5 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 健康会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本学校給食会又は日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員に関する経過措置)

第七条 日本学校安全会の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第十一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続き健康会の職員となつたもの(以下「健康会関係復帰希望職員」という。)に係る同条第二項の規定の適用については、健康会及び健康会関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百四十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 健康会関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一項第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に日本学校健康会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 健康会の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 健康会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「健康会の成立後遅滞なく」とする。

(健康会に対する便宜の供与)
第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所屬の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる健康会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)
第十二条 健康会は、当分の間、第十九条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

3 第二項の災害共済給付については、第四十二条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する児童」とする。

(日本学校給食会法等の廃止)
第十三条 次の法律は、廃止する。
一 日本学校給食会法(昭和三十年法律第四百十八号)
二 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)

(日本学校給食会法等の廃止に伴う経過措置)
第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校安全会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止

前の日本学校給食会法(第十一条及び第十七条を除く。)又は日本学校安全会法(第十条及び第十七条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした同条の規定による廃止前の日本学校給食会法又は日本学校安全会法の規定に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)
第十六条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十四条の二第二項中「日本学校安全会法昭和三十四年法律第九十八号」を「日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中「日本学校安全会、日本学校給食会」を「日本学校健康会」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

日本学校給食会	日本学校安全会
日本学校給食会法(昭和三十一年法律第四百十八号)	日本学校安全会法(昭和三十一年法律第九十八号)

を
日本学校健康会法(昭和五十五年法律第 号)に改める。

(法人税法の一部改正)
第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

日本学校 安全会 法(昭和三十 四年法律第 百九十八号)	日本学校 給食会 法(昭和三十 四年法律第 百九十八号)
--	--

を
日本学校
健康会
法(昭和五十
五年法律第
百四十八号)

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表日本学校給食会の項を次のように改める。

日本学校健康会

日本学校健康会法(昭和五十五年法律第百四十八号)

理由

特殊法人の整理合理化を図るため、日本学校給食会及び日本学校安全会を解散し、日本学校健康会を設立し、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、児童又は生徒が急激に増加し又は増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關し必要な特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(児童急増地域及び生徒急増地域)

第二条 この法律において「児童急増地域」又は「生徒急増地域」とは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が第一号又は第二号に該当しない場合にあつては、当該指定都市の区。以下この条において同じ。)の区域として各年度ごとに文部大臣が指定する区域をいう。

一 昭和五十六年から昭和六十年までのいずれか一年の五月一日における市町村の区域内の児童(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数を控除して得た数が三百人以上で、かつ、当該控除して得た数が当該三年前の日における当該市町村の区域内の児童の数で除して得た数が〇・一五以上、当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数が〇・一以上又は当該控除して得た数が千人以上で、かつ、当該控除して得た数が〇・〇五以上である市町村

二 昭和五十六年から昭和六十年までのいずれか一年の五月一日における市町村の区域内の生徒(学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。)の数から当該日の三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数を控除して得た数が百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数を当該三年前の日における当該市町村の区域内の生徒の数で除して得た数が〇・一五以上、当該控除して得た数が二百五十人以上

上で、かつ、当該控除して得た数が〇・一以上又は当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数が〇・〇五以上である市町村

2 文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 児童急増地域において行われる公立の小学校に係る事業、生徒急増地域において行われる公立の中学校に係る事業及び生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校(全日制の課程を置くものに限る。以下同じ。)に係る事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助)

第四条 国は、次に掲げる事業に要する経費について、その事業を行う都道府県又は市町村に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

一 児童急増地域の公立の小学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

二 生徒急増地域の公立の中学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

三 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

四 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の校舎及び屋内運動場(柔剣道場を含む。)の新築又は増築買収その他これに準ずる方法による取得を含む。

(児童生徒急増対策事業に係る地方債)

第五条 都道府県又は市町村が前二条に規定する事業(以下「児童生徒急増対策事業」という。)に要する経費に充てるため起す地方債について

は、国は、当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六条 前条に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十二号)の定めるところにより、当該都道府県又は市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(税制上の優遇措置)

第七条 国は、都道府県又は市町村が行う児童生徒急増対策事業に係る土地の取得を容易にするために必要な税制上の措置を講じなければならない。

(学校用地の確保)

第八条 地方公共団体は、その区域内で三百戸以上の集团的な住宅の建設又は十六ヘクタール以上の宅地の造成(以下「大規模宅地開発等」という。)が行われる場合において、特に必要があると認めるときは、当該大規模宅地開発等を行う者(以下「開発事業者」という。)に対し、公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の用に供する土地を確保するよう求めることができる。

2 開発事業者は、前項の規定により土地の確保を求められたときは、当該土地を確保しなければならない。

(学校施設整備事業の立替施行)

第九条 地方公共団体は、大規模宅地開発等に伴い公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の整備(当該施設の用に供する土地の造成を含む。)に関する事業を行う場合において、財政事情その他の事情により当該事業を自ら適時に行うことができないときは、当該開発事業者に対して、当該事業を代わって行うべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた開発事業者は、当該地方

公共団体との協議に基づき、当該地方公共団体に代わつて当該申出に係る事業を行うものとする。

3 前項の場合において、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該事業を行つた開発事業者に対し、当該事業に係る施設（当該施設の用に供する土地を含む。）の引渡しを受けた後三年以内に、その事業に要した費用を支払うものとする。ただし、当該事業に要した費用の額から当該事業について交付を受けた国の負担金又は補助金の額と当該事業について起こした地方債の額との合計額を控除した額については、政令で定めるところにより、二十年を超えない範囲内において協議により定める期間内に、賦払いの方法により支払うことができる。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正（義務教育諸学校施設費国庫負担法昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

（昭和五十五年以前に予算に係る国庫負担金及び国庫補助金）
3 昭和五十五年以前に予算に係る国庫負担金

及び国庫補助金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十六年度に支出すべきもの）とされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。）については、なお従前の例による。

（失効）

4 この法律は、昭和六十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

（経過措置）

5 第三条及び第四条の規定は児童生徒急増対策事業に係る国庫負担金及び国庫補助金で昭和六十一年度以後に繰り越されるものと並びに昭和六十一年度分の国庫負担金及び国庫補助金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきもの）とされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。）について、第五条及び第六条の規定はこの法律の失効前に発行を許可された地方債について、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

（地方交付税法の一部改正）

6 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第十五条を附則第十六条とし、附則第十四条を附則第十五条とし、附則第十三条の次の一条を加える。

第十四条 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
児童生徒急増対策事業償還費	児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき七〇〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる

表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法（昭和五十五年法律第 号）第六条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

別表（第三条関係）

事業の区分	国の負担割合
義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項第一号及び第二号に規定する公立の小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	四分の三
学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七條第一項に規定する公立の小学校及び中学校の学校給食の施設の整備	四分の三
スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四十一号）第二十条第一項第一号に規定する公立の小学校及び中学校の水泳プールの整備	二分の一
スポーツ振興法第二十条第一項第一号に規定する公立の高等学校の水泳プールの整備	二分の一

理由

都市及びその周辺地域における児童又は生徒の急激な増加に対処して、その地域における学校教育の円滑な実施を確保するため、当該地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關し必要な特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約千六百三十二億九千四百万円の見込みである。

昭和五十五年十月二十日印刷

昭和五十五年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局